令和８年度健康づくり功労者県知事表彰要領

１　目　的

この表彰は、健康づくり関連の月間・週間行事を記念して、長年にわたり県民の健康づくりのために献身的な活動を行い、その功績が特に顕著である個人及び団体を表彰することにより、その努力をたたえるとともに、県民健康づくり意識の高揚を図ることを目的とする。

２　表彰対象

令和８年７月１日（以下「基準日」という。）現在において、次の区分に該当する個人、団体及び特定給食施設を表彰対象とする。

ただし、過去において同一の功績で、叙勲、褒章、厚生労働大臣等の大臣表彰及び新潟県知事表彰（記念行事表彰を除く。）を受けている場合を除くものとする。

（１）公衆衛生事業※）関係

ア　公衆衛生事業功労者

基準日現在において、年齢が 55 歳以上で、公衆衛生事業に 20 年以上従事し、特に顕著な功績のあった者

イ　公衆衛生事業優良団体

基準日現在において、公衆衛生活動歴が 15 年以上で、特に顕著な功績があり、今後とも継続的な活動が期待できる団体

※）健康増進、疾病予防、生活衛生、衛生教育等の諸事業

（２）母子保健事業関係

ア　母子保健事業功労者

基準日現在において、年齢が 55 歳以上で、母子保健又は家族計画事業に 20 年以上従事し、特に顕著な功績のあった者

イ　母子保健事業優良団体

基準日現在において、母子保健又は家族計画事業活動歴が 15 年以上で、特に顕著な功績があり、今後とも継続的な活動が期待できる団体

（３）食生活改善事業関係

ア　食生活改善事業功労者

基準日現在において、年齢が 55 歳以上で、栄養改善、食生活改善事業又は調理業務に 20 年以上従事し、特に顕著な功績のあった者

イ　食生活改善事業優良団体

基準日現在において、食生活改善、栄養改善事業又は調理業務活動歴が 15 年以上で、特に顕著な功績があり、今後とも継続的な活動が期待できる団体

ウ　優良特定給食施設

基準日現在において、特定給食の継続年数が 15 年以上で、給食の管理運営が特に優秀であり、過去に食品衛生上の行政処分を受けたことがなく、今後とも優良な給食の管理運営が期待できる特定給食施設

（４）精神保健福祉事業関係

ア　精神保健福祉事業功労者

基準日現在において、年齢が 55 歳以上で、精神保健福祉事業に 20 年以上従事し、特に顕著な功績のあった者

イ　精神保健福祉事業優良団体

基準日現在において、精神保健福祉事業活動歴が 15 年以上で、特に顕著な功績があり、今後とも継続的な活動が期待できる団体

（５）歯科保健事業関係

ア　歯科保健事業功労者

基準日現在において、年齢が 55 歳以上で、歯科保健事業に 20 年以上従事し、特に顕著な功績のあった者

イ　歯科保健事業優良団体

基準日現在において、歯科保健事業活動歴が 15 年以上で、特に顕著な功績があり、今後とも継続的な活動が期待できる団体

３　欠格事項

「２　表彰対象」に該当する者であっても、次の各号の一に該当する場合には、表彰の対象としないものとする。

（１）罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の言渡しの効力が失われたものとされた者及び道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者を除く。

（２）破産者で復権を得ないもの

４　推薦手続

（１）地域振興局健康福祉（環境）部長（新潟市については新潟市長）は、被表彰候補者（個人及び団体、施設）を選考し、別記様式による推薦調書を新潟県福祉保健部長あて提出すること。

（２）書類提出後、被表彰候補者に身分異動事項が発生した場合は、直ちに報告すること。

（３）被表彰候補者（個人及び団体、施設）のない場合も、期日までに必ず文書でその旨を回答すること。

（４）「３　欠格事項」に係る刑罰等調書は、新潟県福祉保健部健康づくり支援課から該当者の本籍地自治体宛に交付を依頼する。

５　被表彰者（個人及び団体、施設）の選考

被表彰者は、地域振興局健康福祉（環境）部長（新潟市については新潟市長）からの推薦により、選考委員会の選考を経て決定する。